

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】 政府税制調査会、中期答申をとりまとめ

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府税制調査会（内閣総理大臣の諮問機関）は2023年6月30日に第27回総会を開き、中期答申「わが国税制の現状と課題 ―令和時代の構造変化と税制のあり方―」を取りまとめ、岸田総理大臣に手交しました。

当該答申の中で、退職所得の課税の仕組みや、私的年金に関する税制について示されていますので、ご案内いたします。

詳細は、以下の内閣府 HP をご参照ください。

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/index.html>

【「わが国税制の現状と課題 ―令和時代の構造変化と税制のあり方―」（一部抜粋）】

○第2部 個別税目の現状と課題

I. 個人所得課税

1. 個人所得課税の概要

>（2）所得分類・課税方式

>②退職所得

現行の課税の仕組みは、勤続年数が長いほど厚く支給される退職金の支給形態を反映したものとなっていますが、近年は、支給形態や労働市場における様々な動向に応じて、税制上も対応を検討する必要が生じてきています。

（96ページより抜粋）

2. 個人所得課税の課題

> (1) 働き方など個人のライフコースの選択に中立的な税制の構築

様々な働き方に対応して、老後の生活の糧となる資産形成に向けて、退職金以外の企業年金、個人年金等の多様な商品が整備されてきています。働き方の違い等によって有利・不利が生じないように、企業年金・個人年金等に関する税制についても、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な負担の観点も踏まえながら丁寧に検討する必要があります。この点において、各種私的年金に共通の非課税拠出枠や個人退職勘定の制度を設けることについて、退職一時金を当該勘定に拠出する際や、当該勘定から引き出す際の課税の扱いとあわせ、中長期的な視野に立って段階的に検討・見直しを行っていくことも重要です。

また、税制が、給与・退職一時金・年金の支払や受給に関する企業や個人の選択にできるだけ影響を及ぼさないよう、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスにも留意しつつ、引き続き、中立的な税制のあり方を検討していく必要があります。

(117、118ページより抜粋)

第27回総会において、出席した岸田総理大臣は以下のとおり述べています。(一部抜粋)

「政府としては、本日取りまとめていただいた答申をもとに、令和時代のあるべき税制と検討をさらに進め、将来世代が将来に希望が持てるような公正で活力ある社会を実現していきたいと考えております。」

引用元：首相官邸 HP https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202306/30syukou.html

***** メール配信サービス (年金NEWS・メルマガ) *****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202307-170-0142-D